



# 鳥取県公報

令和元年 5 月 28 日 (火)  
号外第 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例 (1) (参画協働課) . . . . . 3
	鳥取県統計調査条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (2) (統計課) . . . . . 5

## ==== 公布された条例のあらまし =====

## ◇鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 条例の規定中引用する地方税法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、令和元年6月1日とする。

## ◇鳥取県統計調査条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

工業標準化法の一部改正に伴い、鳥取県統計調査条例及び鳥取県手数料徴収条例について所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

## (1) 鳥取県統計調査条例の一部改正

手数料について定めた規定中引用する工業標準化法の用語を改める。

## (2) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正

手数料の徴収について定めた規定中引用する工業標準化法の用語を改める。

## (3) 施行期日は、令和元年7月1日とする。

# 条 例

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第1号

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（平成25年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「控除対象特定非営利活動法人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第37条の2第12項</u>に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「実績判定期間」とは、地方税法<u>第37条の2第12項</u>の申出（以下「申出」という。）の直前に終了した事業年度の末日（申出をする特定非営利活動法人が希望する場合にあっては、同日から申出の日までの間で当該特定非営利活動法人を選んだ日。以下「基準日」という。）以前5年（控除対象特定非営利活動法人となったことのない特定非営利活動法人にあっては、2年。以下この項において同じ。）内に終了した事業年度のうち最も早い事業年度の初日（その日が基準日の5年前の日以前である場合にあっては、基準日の5年前の日の翌日）から基準日までの期間をいう。</p> <p>4～6 略</p> <p>(申出書の添付書類の備置き等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、これらを、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(1) 前事業年度の地方税法<u>第37条の2第13項</u>に規定する寄附者名簿</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「控除対象特定非営利活動法人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第37条の2第3項</u>に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「実績判定期間」とは、地方税法<u>第37条の2第3項</u>の申出（以下「申出」という。）の直前に終了した事業年度の末日（申出をする特定非営利活動法人が希望する場合にあっては、同日から申出の日までの間で当該特定非営利活動法人を選んだ日。以下「基準日」という。）以前5年（控除対象特定非営利活動法人となったことのない特定非営利活動法人にあっては、2年。以下この項において同じ。）内に終了した事業年度のうち最も早い事業年度の初日（その日が基準日の5年前の日以前である場合にあっては、基準日の5年前の日の翌日）から基準日までの期間をいう。</p> <p>4～6 略</p> <p>(申出書の添付書類の備置き等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、これらを、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(1) 前事業年度の地方税法<u>第37条の2第4項</u>に規定する寄附者名簿</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p>

附 則

この条例は、令和元年6月1日から施行する。

鳥取県統計調査条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 5 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第 2 号**

鳥取県統計調査条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(鳥取県統計調査条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第12条 前条の規定により統計の作成等を知事等に委託する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を手数料として県に納めなければならない。</p> <p>(1) 統計の作成等のうち統計表の作成のみを知事等に委託する場合であつて、委託を受けた知事等が当該統計表の作成を調査実施機関の職員に行わせるとき 次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 統計成果物(委託により作成した統計表をいう。以下この号において同じ。)の提供に関する次に掲げる方法の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 1 枚につき30円</p> <p>(イ) 光ディスク(日本産業規格 X6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 1 枚につき50円</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第12条 前条の規定により統計の作成等を知事等に委託する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を手数料として県に納めなければならない。</p> <p>(1) 統計の作成等のうち統計表の作成のみを知事等に委託する場合であつて、委託を受けた知事等が当該統計表の作成を調査実施機関の職員に行わせるとき 次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 統計成果物(委託により作成した統計表をいう。以下この号において同じ。)の提供に関する次に掲げる方法の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 光ディスク(日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 1 枚につき30円</p> <p>(イ) 光ディスク(日本工業規格 X6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 1 枚につき50円</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p>

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第 2 条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第 2 条  次の各号に掲げる事務については、申請その</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第 2 条  次の各号に掲げる事務については、申請その</p>

他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(326) 略

(327) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第15項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 少額領収書等の写しを複写機により日本産業規格A列4番の大きさの用紙に複写したものの（白黒で複写したものに限る。）の交付 用紙1枚につき10円

イ 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき30円

ウ 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円

(328) 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告閲覧対象文書（同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書をいう。以下同じ。）の写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 収支報告閲覧対象文書を複写機により日本産業規格A列4番の大きさの用紙に複写したものの（白黒で複写したものに限る。）の交付 交付する用紙1枚につき10円

イ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき30円

他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(326) 略

(327) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第15項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 少額領収書等の写しを複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したものの（白黒で複写したものに限る。）の交付 用紙1枚につき10円

イ 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき30円

ウ 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円

(328) 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告閲覧対象文書（同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書をいう。以下同じ。）の写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 収支報告閲覧対象文書を複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したものの（白黒で複写したものに限る。）の交付 交付する用紙1枚につき10円

イ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき30円

<p>ウ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（<u>日本産業規格 X6241</u>に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円</p> <p>2 略</p>	<p>ウ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（<u>日本工業規格 X6241</u>に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円</p> <p>2 略</p>
--	--

## 附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。